

行政からの報告

国土交通省
大臣官房運輸安全監理官
日笠 弥三郎

運輸安全マネジメント制度の現状について

運輸安全マネジメント制度とは

○過去の運輸事業における重大事故の教訓から、各運輸事業者が経営トップのリーダーシップの下、会社全体が一体となった安全管理体制の構築や安全に関する取組について、PDCAサイクルを意識したスパイラルアップを図っていくことが重要。

○このため、陸・海・空の各事業法を改正し、平成18年10月に運輸安全マネジメント制度がスタート。

○これまでに運輸事業者に対して9,130回（平成30年3月末時点）の評価を実施し、運輸事業者の安全性向上に大きく寄与。

運輸安全マネジメント制度とは

運輸安全マネジメント制度の内容

運輸事業者

- ◆ 各事業法に基づき、①安全統括管理者(役員以上)の選任、
②安全管理規程の作成等の義務付け
- ◆ 経営トップのリーダーシップの下、自主的な安全管理体制を構築・運営

＜安全管理体制の主な内容＞

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ① 安全方針の策定・周知 | ④ 事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用 |
| ② 安全重点施策の策定、見直し | ⑤ 教育・訓練の実施 |
| ③ コミュニケーションの確保 | ⑥ 内部監査の実施 等 (全14項目) |

評価
啓発

国土交通省

- ◆ 運輸安全マネジメント評価
本省・地方運輸局の評価チームが事業者に出向き、輸送の安全に関する取組状況を確認し、継続的改善に向けて評価を実施
- ◆ セミナー、シンポジウムの実施
全国各地で中小事業者を中心に普及・啓発を実施し、事業者の自主的な取組みを促進

運輸安全マネジメント制度に関する実績(平成29年度)

運輸安全マネジメント評価対象事業者数: 9, 908者

○運輸安全マネジメント評価実施状況

	鉄道			自動車				海事			航空	合計
	鉄軌道	索道	合計	バス	タクシー	トラック	合計	旅客船	貨物船	合計		
平成28年度評価実施事業者数	41者	18者	59者	619者	4者	17者	640者	130者	93者	223者	10者	932者
平成29年度評価実施事業者数	46者	17者	63者	800者	3者	15者	818者	110者	86者	196者	17者	1,094者
制度創設以降の評価実施事業者数(延べ数) (平成18年度～平成29年度)	620回	693回	1,313回	1,963回	135回	446回	2,544回	3,973回	1,103回	5,076回	197回	9,130回

運輸安全マネジメント制度に関する実績(平成29年度)

○運輸安全マネジメントセミナー実施状況

開催回数: **415回**

受講者数(延べ数): 23,809人(平成29年度末時点実績)

	本省	地方運輸局	合計
開催回数	321回	94回	415回
受講者数	3,306人	20,503人	23,809人

○認定セミナー(平成25年度～)

開催回数: 1,404回

受講者数(延べ数): 43,869人(平成29年度末時点実績)

認定セミナーの
開催回数、受講者数が増加

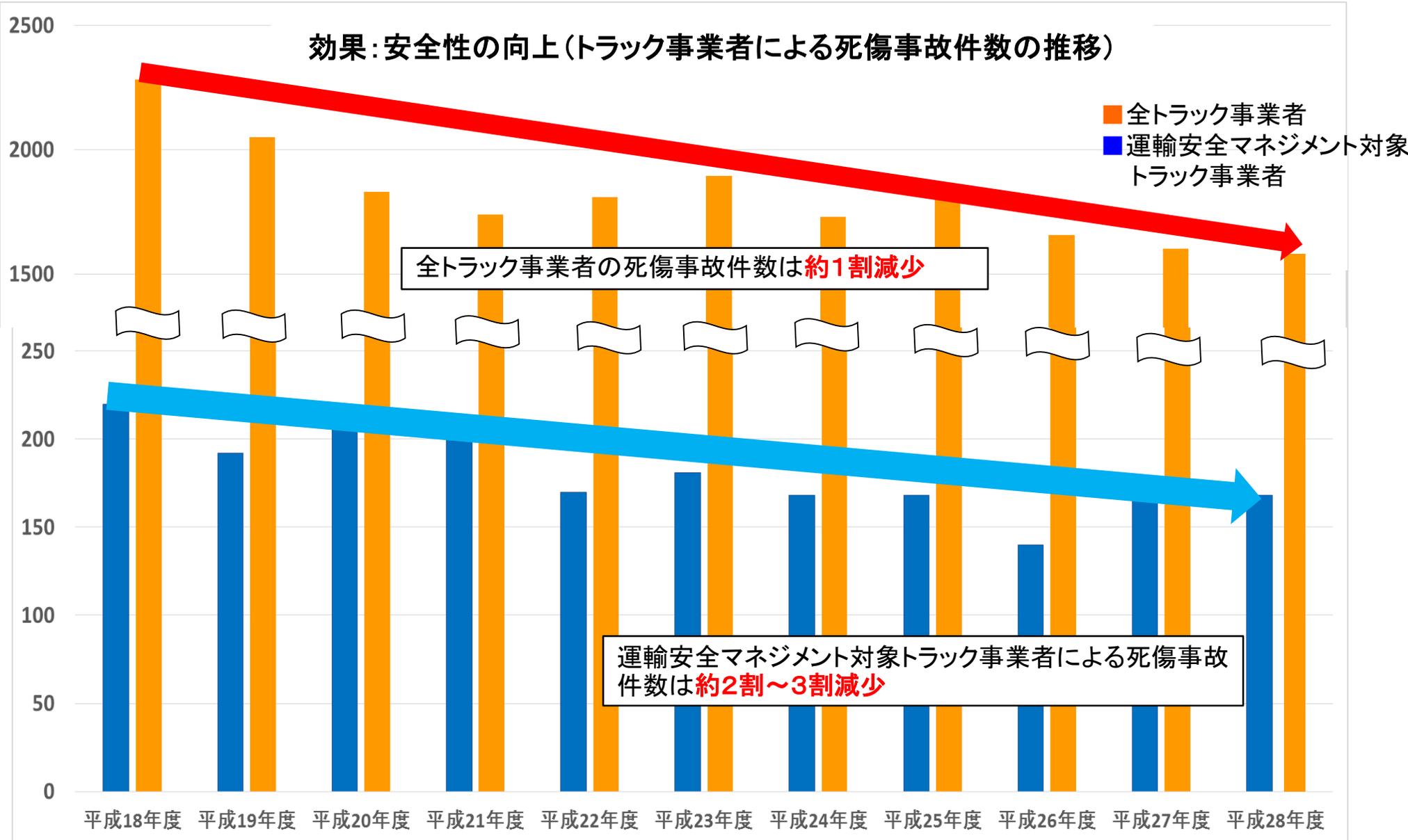
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
開催回数	113回	335回	271回	276回	409回	1,404回
受講者数	6,308人	10,115人	6,874人	7,079人	13,493人	43,869人

※認定セミナーとは……

民間機関等(リスクコンサルティング会社、協会等)が実施する運輸安全マネジメントセミナーで国土交通省が認定したもの

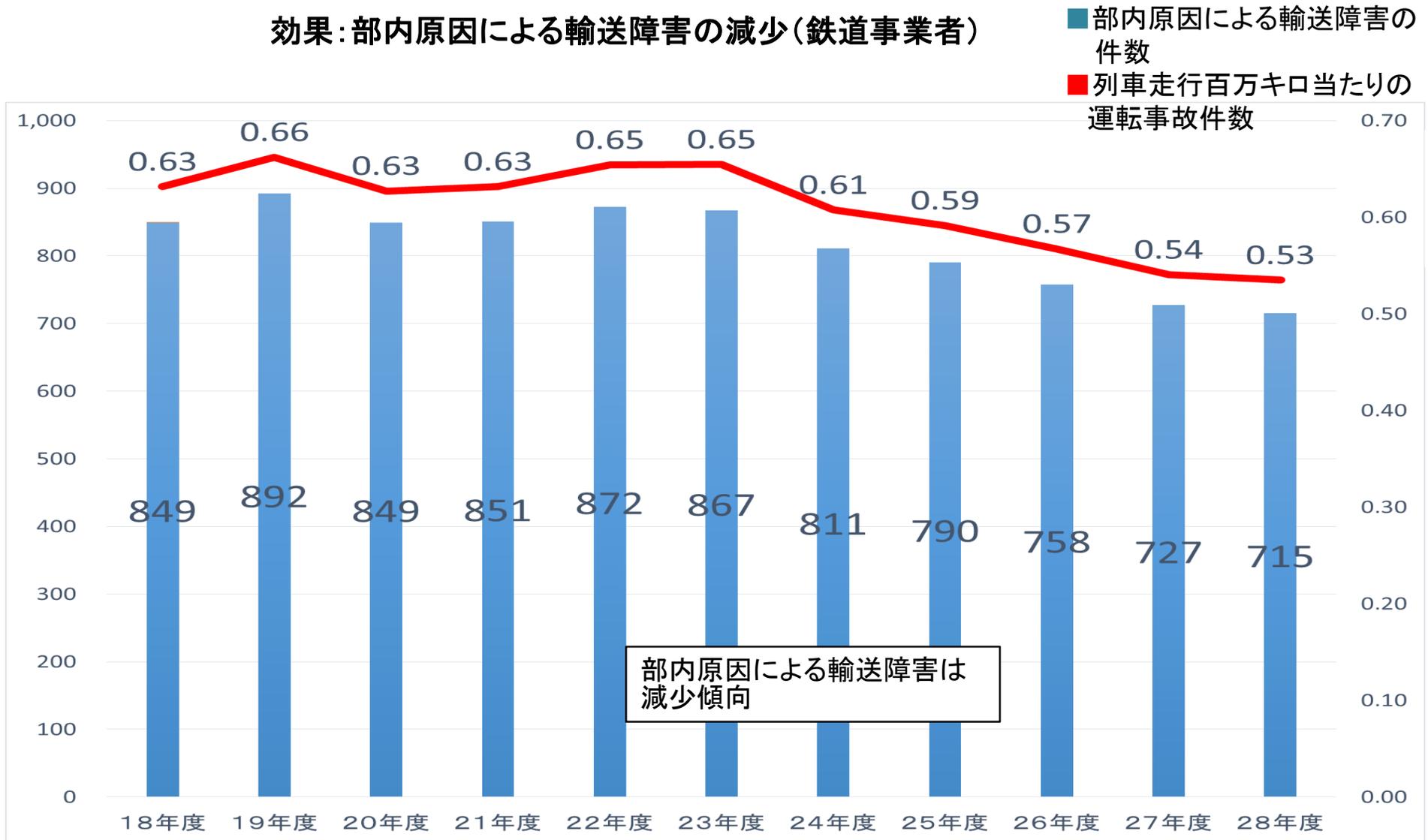
運輸安全マネジメント制度の効果①【トラック】

効果：安全性の向上（トラック事業者による死傷事故件数の推移）



運輸安全マネジメント制度の効果②【鉄道】

効果：部内原因による輸送障害の減少（鉄道事業者）

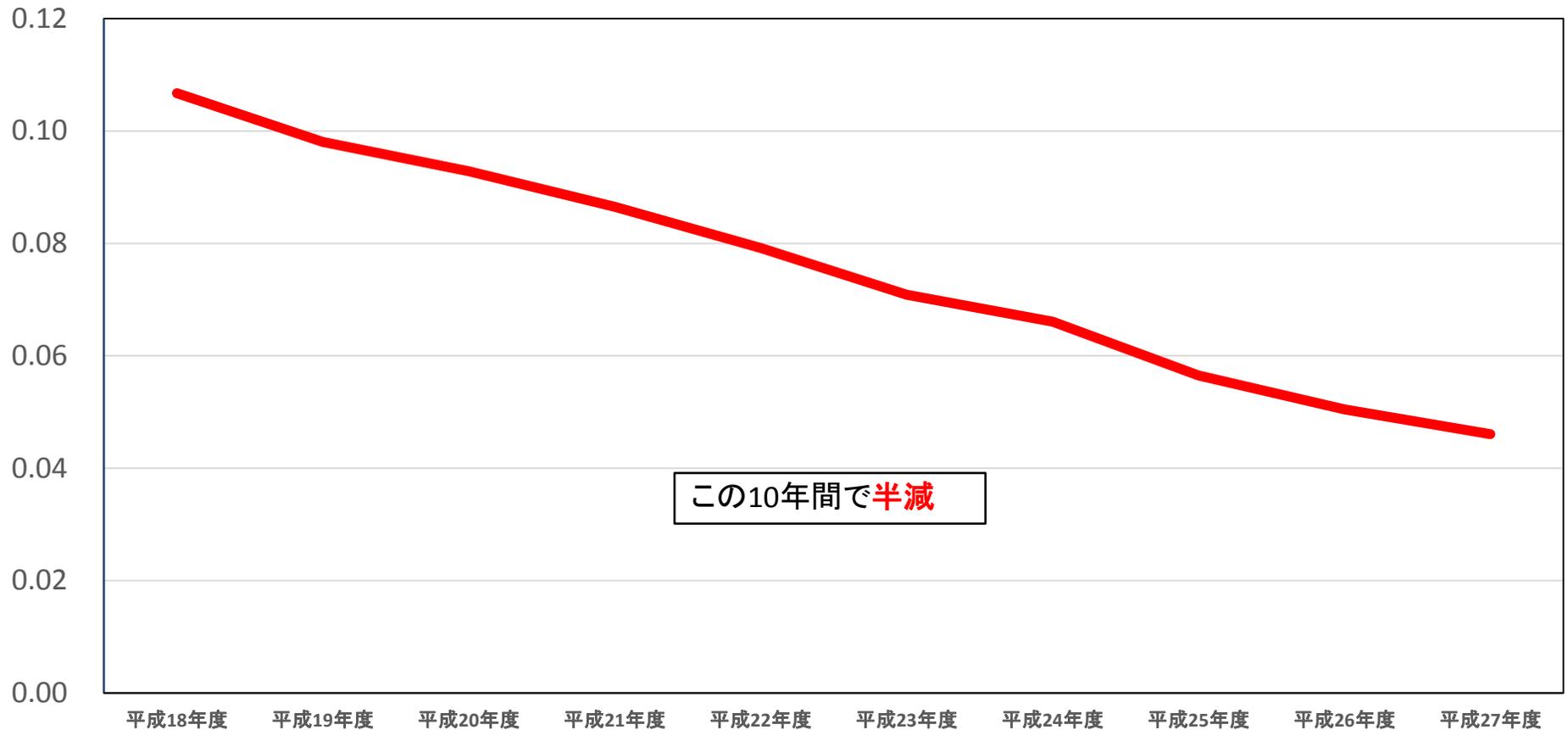


(注) 部内原因とは発生した輸送障害のうち主たる原因が、鉄道係員、車両、鉄道施設に起因するものをいう。

出典 鉄道局資料より作成

運輸安全マネジメント制度の効果③【乗合バス】

乗合バス 走行距離10万キロあたりの事故件数



運輸安全マネジメント対象事業者の保有車両数は、全車両数の60%である。

※ 出典：
・事故件数：(財)交通事故総合分析センター
・総走行距離「数字でみる自動車」

運輸安全マネジメント制度の運輸審議会 答申を踏まえた取組について

運輸安全マネジメント制度の今後のあり方について (運輸審議会答申(平成29年7月))

審議内容

- ◆ 自動車輸送分野における取組の一層の展開の必要性
- ◆ 未だ取組の途上にある事業者への対応と取組の深化を促進する必要性
- ◆ 効果的な評価実施のための国の体制強化の必要性 等

答申内容

自動車輸送分野における措置

貸切バス事業者の安全性向上のための重点的な措置

- **今後5年間で全ての貸切バス事業者の安全管理体を確認**
- 貸切バス事業者が行政処分を受けた場合、**運輸安全マネジメント評価を事業許可更新の要件化**

自動車輸送分野における取組を促進するための方策

- **トラック事業者、タクシー事業者の適用範囲を拡大(300両以上保有 → 200両以上保有)**
- **努力義務事業者に対する各種インセンティブの付与**

全分野共通の措置

運輸事業者の取組の深化を促進する方策

- **事業環境や社会環境の変化(職員の高齢化、テロ・感染症等の新たなリスク等)に対し、経営トップの認識と組織全体としての対応を促進**
- **運輸安全マネジメント評価における重点確認事項の拡充**
- **安全統括管理者会議の創設**
- **国土交通大臣表彰制度の創設**
- **中小規模事業者の取組を容易にする方策を促進**

国の体制の強化

- 評価を実施する国の職員の**人材育成の強化**

情報通信技術の運輸安全マネジメント分野への活用

- **ビッグデータ解析、IoTやAIの技術進歩等の情報通信技術活用の検討**

I 自動車輸送分野における措置

1 貸切バス事業者の安全性向上のための重点的な措置

- 平成28年12月の道路運送法の一部改正の趣旨を踏まえ、以下の措置を重点的に実施



- ①貸切バス事業者への運輸安全マネジメント評価を重点的に実施し、今後5年間で全ての貸切バス事業者の安全管理体制を確認
- ②前回の更新以降に行政処分を受けた貸切バス事業者が事業許可の更新を行う場合、認定事業者による運輸安全マネジメント評価を受けることを更新の要件とする

貸切バス事業者の安全性向上のための重点的な措置①ー1

- ・平成33年度までに全ての貸切事業者に対する運輸安全マネジメント評価を計画的に実施。
平成29年度は、計画に基づいて運輸安全マネジメント評価を実施。

○貸切バス評価の実施状況について

	～平成28年度末までの実施合計	平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	計画合計
	実施済	計画	実施	計画	計画	計画	計画	計画
未実施事業者への評価実施数	682	710	713	710	710	691	638	4144
	平成28年度	平成29年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	
年度末時点の未実施残事業者数	3462	2752	2749	2039	1329	638	0	

貸切バス事業者の安全性向上のための重点的な措置①-2

○中小貸切バス事業者の評価結果の概要：

- ・規模が小さい事業者ほど評価点数が低い。特に、20両未満の事業者において顕著な傾向。
- ・「3. 事故等情報の収集・活用」の達成度合いが低い。

全体(572事業者(注))

1.安全管理の
考えと計画

5
4.5
4
3.5
3
2.5
2
1.5
1
0.5
0

2.コミュニケーション

4.安全管理体制に
おける取組み

3.事故等情報の収
集・活用

	全体	10両未満	10両以上～ 20両未満	20両以上～ 30両未満	30両以上～ 40両未満	40両以上～ 50両未満
合計 (事業者数)	572	328	188	40	40	12
平均総評価 数	21.1	20.9	20.9 <<	22.4 <<	23.1	23.1
1.安全管理 の 考えと計画	4.7	4.7	4.7 <<	4.8 <<	5	5
2.コミュニ ケーション	4.5	4.5	4.5 <<	4.7 <<	4.8 <<	4.8
3.事故等情 報の収集・活 用	3.7	3.6	3.6 <<	4.1	4	4
4.安全管 理体制にお ける取組み	4.1	4.1	4.1 <<	4.5 <<	4.7	4.7
5.見直しと改 善	4	4	3.9 <<	4.3 <<	4.6	4.6

注：平成29年4月から平成30年2月までに評価を実施した保有車両数50両未満の中小貸切バス事業者

※中小貸切バス事業者に対して5項目、5点満点にて評価。

貸切バス事業者の安全性向上のための重点的な措置②

○貸切バス事業の安全対策強化のため、事業許可の更新制において運輸安全マネジメント評価を要件化

○道路運送法の一部を改正する法律(平成28年12月16日法律第106号)

①事業許可の更新制の導入(平成29年4月施行)

- 貸切バス事業者が安全に事業を遂行する能力を有するかどうか5年ごとにチェック

②不適合者の安易な再参入・処分逃れの阻止

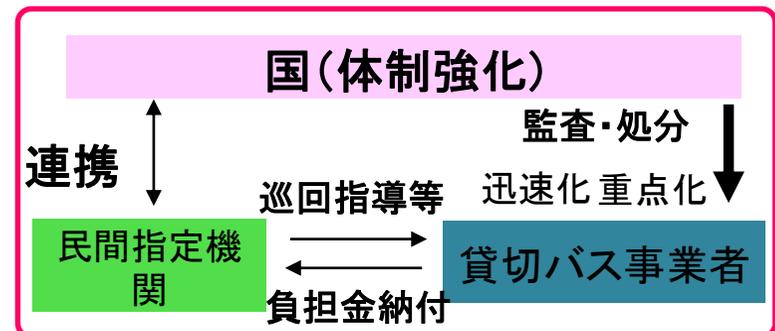
- 事業の許可について、欠格期間の延長
- 運行管理者の資格者証の交付について、欠格期間の延長
- 休廃業を30日前の事前届出へ

行政処分を受けた貸切バス事業者は、更新許可申請時まで認定事業者による運輸安全マネジメント評価を受けることを要件化。(平成34年4月1日以降)

③監査機能の補完・自主的改善の促進

- 貸切バス事業者に対して民間指定機関による巡回指導等を行うため、当該機関による貸切バス事業者からの負担金徴収の制度を創設

④罰則の強化



2 自動車輸送分野における取組を促進するための方策

① 各種**インセンティブの付与**により、**努力義務事業者の運輸安全マネジメント制度への自発的参加を促進**

② **トラック事業、タクシー事業の適用範囲を拡大**

: 300両以上保有する事業者 → 200両以上保有する事業者

※なお、努力義務事業者であっても、第一当事者事故等を惹起し、行政処分を受けた事業者に対しては、既に運輸安全マネジメント評価を実施

自動車輸送分野における取組を促進するための方策①-1

○事業者団体との連携

➤ 全日本トラック協会との連携

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である全日本トラック協会との連携強化

により、以下の対応を実施。

- ・Gマーク制度(安全性優良事業所の認定制度)において、新たに「国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント 評価の実施」を加点要素とする(平成30年度申請より)。
- ・適正化事業実施機関がトラック事業者に対して行う巡回指導の調査事項に、「運輸安全マネジメントの実施は適正か。」を追加(平成30年4月より)。

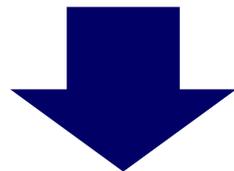
➤ 全国ハイヤー・タクシー連合会との連携

全国ハイヤー・タクシー連合会が作成する小規模事業者向け資料「運輸安全マネジメントの進め方」について、運輸安全監理官室が監修を行い、同連合会から地方各協会を通じて全国の小規模事業者へ配付(平成29年12月より)。

自動車輸送分野における取組を促進するための方策①-2

○認定セミナーを受講した事業者に対する保険会社による保険料割引特約の提供

- ・平成29年4月：三井住友海上保険株式会社が運輸安全マネジメント認定セミナー受講者向け特約を販売開始し、インセンティブを付与。
- ・平成29年7月：損保ジャパン日本興亜株式会社が運輸安全マネジメント評価実施又は、認定セミナー受講の事業者に対する保険料割引を開始し、インセンティブを付与。



上記取組の効果により、認定セミナーの受講者数が増加している。

自動車輸送分野における取組を促進するための方策②

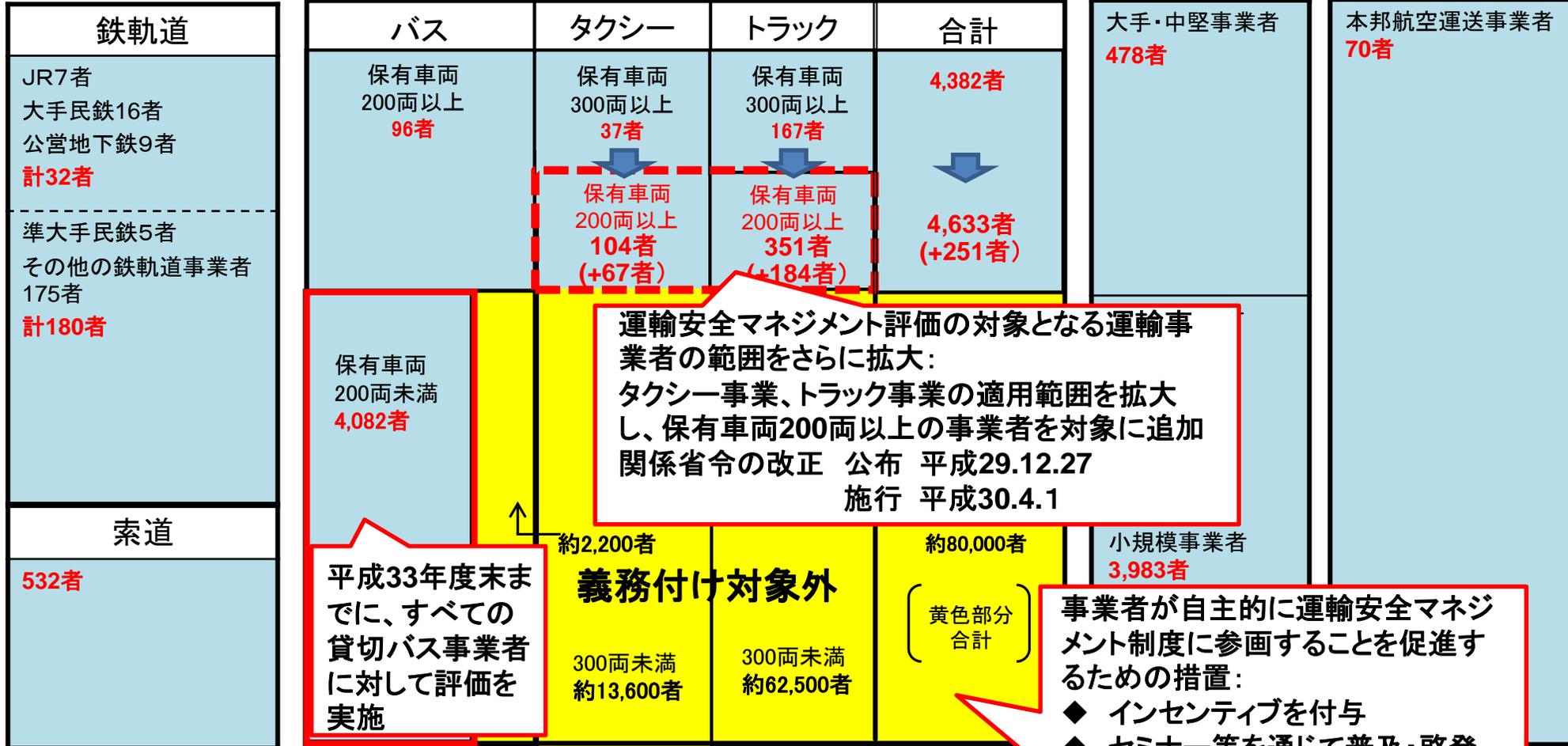
鉄道モード (744者)

自動車モード (4,633者)

各モード合計 (9,908者)

海運モード (4,461者)

航空モード (70者)



(事業者数は平成28年4月1日時点)

Ⅱ 全ての分野に共通する措置

運輸事業者の取組の深化を促進する方策

- ①安全統括管理者の活動の支援を目的として
安統管フォーラム、安全統括管理者ヒアリングを実施
- ②運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドラインの更新
- ③中小規模事業者の取組を容易にする方策を促進

運輸事業者の取組の深化を促進する方策①-1

・安全統括管理者は、経営層における安全分野のキーマンとして重要であるため、その機能強化を図るための施策を実施。

○安統管フォーラム(安全統括管理者会議)

➤ 主旨・目的: 同業他社あるいは交通モードの垣根を越えて、安全統括管理者や安全管理部門同士が交流を深めるため、「横の連携」の場づくりを目指すもの。

➤ 第1回安統管フォーラム開催概要

- ・日時: 平成29年10月16日(月)
- ・場所: 三田共用会議所
- ・出席者数: 約120名
- ・取組紹介: 日本通運、東海汽船、広島電鉄、
運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会



➤ 第2回安統管フォーラム開催概要

- ・日時: 平成30年9月25日(火)
 - ・場所: 国土交通省 合同庁舎3号館10F
 - ・取組紹介: 名古屋鉄道、京浜急行バス
 - ・グループディスカッション: 「人材不足に起因する安全への課題と対策」について等
- ※フォーラム終了後、出席者によるネットワーキングパーティを開催

運輸事業者の取組の深化を促進する方策①-2

・安全統括管理者は、経営層における安全分野のキーマンとして重要であるため、その機能強化を図るための施策を実施。

○安全統括管理者ヒアリングの実施

対象事業者:以下の事業者の安全統括管理者に対し、評価に先立ってヒアリングを実施

- ①重大事故等により事業改善命令や安全確保命令を受けた事業者
- ②現状の安全管理体制に懸念があると思われる事業者
- ③その他安全管理体制上重要な変更等が生じた事業者

ヒアリング内容:発生事象等の詳細と事業者の対応状況等について確認

運用開始日:平成29年10月～

運輸事業者の取組の深化を促進する方策②-1

○「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」の改訂（平成29年7月施行）

【改訂概要】

- **「経営トップの責務」**に今日的な課題への的確な対応の重要性を認識することを追加。

※今日的な課題：人材不足に起因する社員・職員の高齢化、厳しい経営状況に起因する老朽化した輸送施設等の使用から生じる安全上の課題や社会的要請が高まっている自然災害、テロ、感染症等への対応などの課題

- 「安全重点施策」に関し、単年度の目標に加えて、可能な限り**中長期の目標を設定**すべきである旨を明記するとともに、**社員・職員の高齢化、老朽化した輸送施設等**の使用から生じる安全上の課題に配慮することを留意事項に追加。

※「安全重点施策」：本ガイドラインに基づいて、事業者が自らの安全に関する具体的な課題解決に向け、組織全体、各部門又は支社等において、輸送の安全の確保に関する目標を設定し、目標を達成するため、輸送の安全を確保するために必要な具体的な取組計画を作成すること。

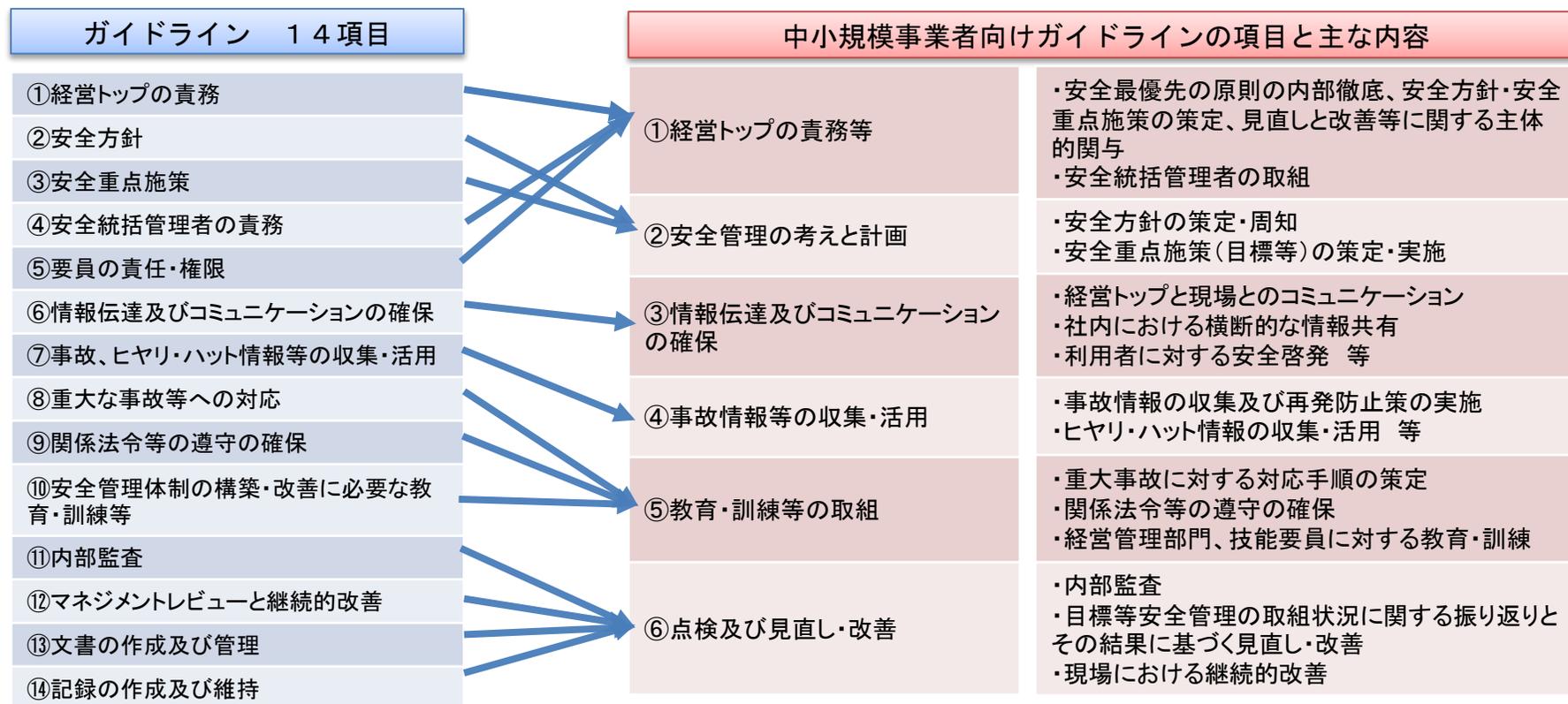
- **「安全統括管理者の責務」**として、経営トップに適時、適切に報告又は意見上申する事項に**「安全方針の浸透・定着の状況」**を追加。

- 「情報伝達及びコミュニケーションの確保」に関し、**現業実施部門の管理者**に対して経営管理部門と現場の間での情報伝達を円滑にする役割が期待されている旨を明確化するとともに、**委託先事業者との情報伝達及びコミュニケーションの確保**を実現する必要性を明記。

運輸事業者の取組の深化を促進する方策②-2 ③-1

○中小規模事業者向けガイドラインの作成

- ・ガイドライン14項目をまとめ、また取組事例を掲載した「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を作成(平成29年10月1日施行)
- ・ケーブルカー・索道事業者向けのガイドライン、小規模海運事業者向けのガイドラインの改定について検討中



運輸事業者の取組の深化を促進する方策②ー3

○ガイドライン副読本の改訂

「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」の改訂に合わせて、ガイドラインに関する理解を深めるための資料を改訂し、公開(国土交通省ホームページに掲載)

【取組事例集】

- 「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」の取組事例集
(平成29年10月改訂)

【マネジメントレビューと継続的改善の副読本】

- 安全管理体制に係る「マネジメントレビューと継続的改善」の理解を深めるために
(平成29年10月改訂)

【事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の副読本】

- 事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて
(平成30年6月自動車モード編改訂)

【内部監査の副読本】

- 安全管理体制に係る「内部監査」の理解を深めるために(平成30年5月改訂)

○国土交通省が事業者向けに実施する運輸安全マネジメントセミナーへの反映

- ・「ガイドラインセミナー」⇒平成29年10月テキスト改訂済
- ・「リスク管理セミナー」⇒平成29年10月テキスト改訂済
- ・「内部監査セミナー」⇒平成30年6月テキスト、プログラム改訂済

運輸事業者の取組の深化を促進する方策③-2

○取組が進捗している運輸事業者の取組事例をホームページに掲載
(平成30年8月現在、149事例を掲載)

http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/unyuanzen_torikumi.html

The screenshot shows a web browser window displaying the MLIT website page for transport safety measures. The browser's address bar shows the URL http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/unyuanzen_torikumi.html. The page content is organized into several sections:

- Left Sidebar (Main Navigation):** Includes links for "Main Measures" (mainly transport safety), "Transport Safety Management System", "Transport Safety Seminars", "Transport Safety Symposium", "MLIT's Transport Safety", "Transport Safety Measures", "Accident Cases and Lessons", "Certification Seminars", and "Transport Safety Disaster Prevention".
- Main Content Area:**
 - Transport Safety Measures:** A section titled "Transport Safety Measures" with a sub-header "Transport Safety Measures". The text describes the MLIT's efforts to promote safety through management evaluations and publicizing successful cases. It mentions that since July 2016, information on these cases has been disseminated more widely.
 - Guidelines:** A link to the "Guidelines for Transport Safety Measures (FY2017 Edition)".
 - Details:** A section titled "Details of Transport Safety Measures for Transport Business Operators" with a sub-header "All Cases (New Order)". It lists transport modes: "Railway Mode", "Automobile Mode", "Maritime Mode", and "Aviation Mode".
 - Forms:** A section titled "Transport Safety Measures Template (For Business Operators)" with a "Contact Us" button and the address "Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Office of Transport Safety Supervision".
- Right Sidebar (Basic Information):** Includes links for "Press Release Materials", "Transport Safety Measures", "Related Laws, Notices, and Councils", "Reference Materials on Transport Safety", "Information on Transport Safety", "Public Comments", and "Inquiries and Consultations".

「運輸安全マネジメント制度」に関するよくある質問と回答の創設

○当室への問い合わせで多い質問をホームページに掲載
<http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/faq2.html>

運輸安全

[交通安全・防災・技術開発](#) > [鉄道の安全](#) > [自動車交通の安全](#) > [海運の安全](#) > [航空の安全](#)

[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [運輸安全](#) > 「運輸安全マネジメント制度」に関するよくある質問と回答

主な施策等

◆運輸安全

[運輸安全マネジメント制度](#)

[運輸安全セミナー](#)

[運輸安全シンポジウム](#)

[メルマガ「運輸安全」](#)

[運輸安全取組み事例](#)

[事故事例に見る教訓](#)

[認定セミナー](#)

◆運輸防災

「運輸安全マネジメント制度」に関するよくある質問と回答

- [運輸安全マネジメント制度の概要を知りたい。](#)
- [事業者が実際に行っている参考となるような取組事例\(優良事例\)を教えてください。](#)
- [国土交通省で開催している「運輸安全マネジメントセミナー」の開催予定を知りたい。](#)
- [「運輸安全マネジメント認定セミナー」の開催予定を知りたい。](#)
- [運輸安全に関するメールマガジンの配信を受けたい。過去のメールマガジンを読みたい。](#)

基本情報

[報道発表資料](#)

[運輸安全に取り組む組織](#)

[関係法令・通達・審議会等](#)

[運輸安全に関する参考資料](#)

[輸送安全にかかわる情報](#)

[パブリックコメント](#)

[質問・相談](#)